

販路拡大支援事業助成金概要 (要綱よりイベント参加助成部分抜粋)

内容

稚内産商品のPR活動や販路拡大のために、本市が参加する市外物産展等に中小企業者が同行した際に、旅費や備品借用費等の対象経費に対して、2分の1の助成金を交付します。

対象者

稚内産商品(※1)を
販売する中小企業者

※製造業、農業、水産業及び
これに準ずる者
※市税の滞納がない者

対象経費

イベント出店に係る
旅費、消耗品費、備品借用費、電気工事費、
通信運搬費、光熱水費、給排水施設使用料、
小間装飾費、その他市長が特に必要と認める
経費

※出展小間料は稚内市が負担

補助率

1/2

※上限額 30万円

※1 稚内産商品・稚内産の原材料を使用、または、市内の事業所で製造され、かつ、「稚内」の文字がパッケージ等に表示されているなどの方法により、稚内のPRに相当程度の効果が認められる商品。

注意点

・助成金の交付申請にあたっては、交付申請書等の申請のほか、「販売する稚内産商品の説明資料」「市税を滞納していないことを証明する書類」の提出が必要となります。

その他

・その他詳細については交付要綱を参照願います。